

増改築補助、改造補助の基準



住宅相談会にて、帯広市ユニバーサルデザインアドバイザーのアドバイス及び現地調査に基づいて計画されたもので、下記の工事が対象となります。

■増改築補助

将来にそなえ便利で安全、安心できる住宅となるよう、一部増築を行い、その部分をユニバーサルデザイン設計指針に基づき計画した工事

■改造補助

在宅身体障害者、介護を要する高齢者の自立を助け、介護する方の負担を軽減するために行う住宅の改造工事

《以下の工事は補助の対象となりません》

1. 老朽化による工事
2. 暖房、冷房等の空調に関する工事
3. 断熱工事
(対象工事により新たに設置された設備の凍結防止に関するものは除く)
4. 内装工事(対象工事に必要な部分は除く)
5. 照明工事(対象工事により室の用途を変更及び増築された部分を除く)
6. 過去に帯広市ユニバーサルデザイン住宅建設貸付及び住宅改造補助を受けた住宅
7. 介護保険の住宅改修費を受けようとする工事

※**増改築補助の申請者**は、対象住宅に居住している住宅の所有者です。
工事後に居住する空家も対象になります。共同住宅、借家は対象になりません。

※**改造補助の申請者**は、対象住宅に居住している方で、住宅の所有者、又は、住宅所有者から改造の承諾を受けた方です。
工事後に居住する空家も対象になります。共同住宅、借家も対象になります。

住宅相談会

帯広市では、毎月第2・第4水曜日の午後1時から4時まで、ユニバーサルデザイン住宅に関する相談会を開催しています。※相談会の5日前(平日)までに、電話または建築開発課窓口にて予約が必要です。

増改築補助及び改造補助を申請したい方は、住宅相談会にて相談を受け、その後現地調査を受けていただく必要があります。

日時、相談会場については、事前にご確認ください。

相談会には

理学療法士、作業療法士、一級建築士、保健師などの方々が専門の立場によりご相談をお受けします。

お住まいの間取りがわかる図面等をお持ちになってお越しください。



帯広市ユニバーサルデザイン住宅補助金

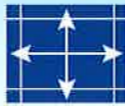
	新築補助	増改築補助	改造補助
目的	帯広市高齢者・身障者等対応住宅設計指針(ユニバーサルデザイン設計指針)に基づく居住環境の整備に必要な資金を補助することによって、良好で快適な生活ができる住宅を普及促進します。		
	便利で安全、安心できる新築住宅を計画している方に補助	便利で安全、安心できる住宅へ増改築する方に補助	在宅身体障害者、身体機能の低下した高齢者・世帯の方に補助
対象者	市区町村民税を滞納していない方(納税状況によって対象となる場合があります)		
	所得 ^{※1} を基に計算した規定金額 ^{※2} の世帯総額が550万円以下		
	※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。 ※2 規定金額とは、所得に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合に、給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を限度に控除した額となります。		
	暴力団員でない方		
	—	—	身体障害者福祉法で定める1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 または 介護保険法に基づく要介護者・要支援者
対象住宅	帯広市内にユニバーサルデザイン設計指針に基づき新築する住宅	ユニバーサルデザイン設計指針に基づき増築改修する住宅	ユニバーサルデザイン設計指針に基づき改造する住宅
	現に対象者が居住している住宅		
	改造工事後 居住する空家		
	昭和56年5月31日以前に建築された住宅(旧耐震基準の住宅)で木造軸組工法により建築されたものについては、「無料耐震簡易診断」を受けなければならない。		
施工業者	市内に事務所もしくは営業所を有し、建設業法による許可を受け建設工事を請け負う事業者	建設業等を営む方で、市内に事業所、営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人	
補助内容	20万円 (一律)	最大20万円 (補助率50%)	最大40万円 (補助率80%)
申請期限	予算枠に達するまで		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。 申込みから補助金の受取りまでを同じ年度で行っていただきます。(完了期限3月15日) 補助額は補助対象工事費(消費税除く)に補助率をかけた金額です。端数が生じる場合、千円未満は切り捨てとなります。 増改築補助と改造補助は、同時に併せて利用できます。 		

新築の基準

家族の皆さんが
便利で安全、
あとで役立つ
住まいの工夫

■ 便 所

- 主たる便所の広さは壁芯で短辺130cm以上かつ長辺180cm以上とすること
- 便器は腰掛け式とすること
- 必要な位置に手すりを設けること



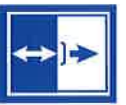
■ 浴 室

- 浴室の広さは内法で短辺140cm以上かつ広さ2.5m²以上とすること
- 必要な位置に手すりを設けること
- 入口戸は引き戸、又は折れ戸とすること



■ 廊下・出入口

- 廊下、通路の有効幅員は85cm以上、柱等の箇所では80cm以上とすること
- 出入口の有効幅員は80cm以上とすること
- 浴室の出入口の有効幅員は65cm以上とすること



■ 住宅の規模

- 自らが所有して居住する専用住宅で、住宅部分の面積が80m²以上280m²以下のもの



■ 部屋の配置

- 玄関・便所・洗面所・脱衣室・浴室・居間・食堂・台所と寝室を1階に配置し、単純な平面計画とすること、ただし、ホームエレベーター、階段昇降機等を設置する場合はこの限りではありません



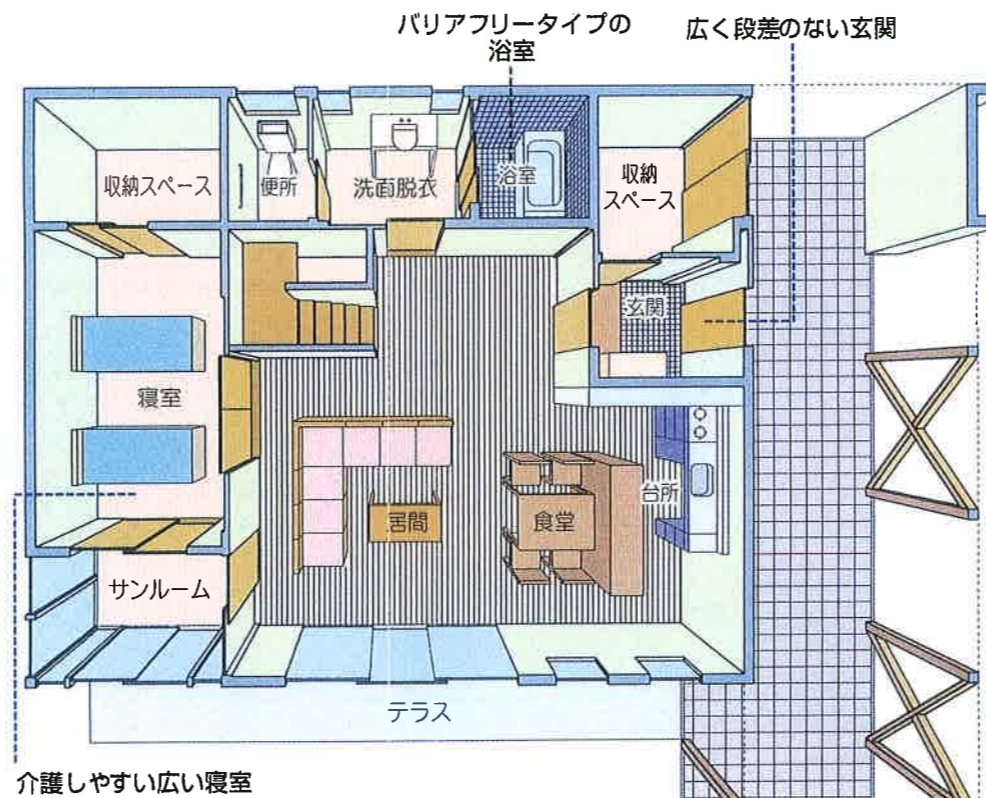
■ 段差解消

- すべての出入口について段差のない構造とすること。ただし、玄関の出入口及び上がり框について5cm以内の段差についてはその限りではない
- 平面図に床高を明記すること



■ 敷地内のスロープ

- 出入口から道路まで段差を設けないスロープ、またはこれに変わるものを設置するか、設置できるスペースを確保すること
- スロープ又は設置できるスペースは次に定める構造を満足すること
 - イ. 幅は150cm以上(段併設の場合は120cm以上)とすること
 - ロ. 勾配は20分の1以下とし消融雪装置を設ける場合は15分の1以下とすること
 - ハ. 両側に手すりを設けること
 - ニ. 表面は粗面とし又は、滑りにくい材料で仕上げる
 - ホ. スロープに変わるものとは、機械的に段差を解消する装置又は車イス及び介助者が乗ることのできる踏面で蹴上が10cm以下の階段上のものとします。この場合は電源等についてあらかじめ確保して下さい。
- スロープ等の設置スペースには車庫・物置等を築造することはできません。また、階段等を壊すことなく設置できるように計画して下さい。



■ 玄 関

- 主たる玄関の広さは壁芯で短辺200cm以上かつ長辺200cm以上とすること
- 必要な位置に手すりを設けること



■ 建 具

- 各部屋の入口の戸は引き戸とすること。ただし玄関、便所についてはドアでも良いが、玄関をドアとした場合、車椅子用として『玄関ドア幅+引手側に0.9m×1.5m』のスペースを確保すること
- 引き戸とする箇所
 - ・居間~居室
 - ・ホール・廊下~各居室
 - ・脱衣室出入口

